

議案第58号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に、地方税関係情報を追加する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の33の項を次のように改める。

33 区長	葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。